

第 8 5 号議案

蒲郡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

蒲郡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蒲郡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項」に改める。

第3条の表中「14番」の次に「、14番1」を、「67番23」の次に「、67番24」を加える。

本則に次の1条を加える。

（既存工場等に係る面積の算定）

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が前条の表における丙種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right]$$

$$\text{ただし、} \frac{P}{\gamma} \left[0.05 - \frac{G_0}{S} \right] > 0.05S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq 0.05S$$

$-G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、G₀、S及びG₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S$

$-E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出

られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。) の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、前条の表における丙種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq 0.05$$

$S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.05S - E_1 > 0 \text{ のときは } E \geq 0.05$$

$S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。